

各 位

会 社 名 藤倉コンポジット株式会社
 代表者名 代表取締役社長 森田 健司
 (コード番号5121 東証プライム市場)
 問合せ先 常務取締役管理本部長 高橋 秀剛
 (TEL 03-3527-8111)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、2023年5月26日開催の取締役会において、以下のとおり定款の一部変更について2023年6月29日開催の第144回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- ①当社は、取締役の職務執行の監査等を担う監査等委員を取締役会の構成員とすることにより、取締役会の監督機能を強化し、更なる監視体制の強化を通じてより一層のコーポレート・ガバナンスの充実を図るため、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行することといたしたく、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員である取締役および監査等委員会に関する規定の新設ならびに監査役および監査役会に関する規定の削除等の変更を行うものであります。
- ②その他、上記の変更に伴う字句の修正等所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

なお、本議案に係る定款変更は、本総会の終結の時をもって、効力を生じるものといたします。

(下線部は変更部分を示しております。)

現行定款	変更案
<p>第1章 総 則</p> <p>第1条～第3条 (条文省略)</p> <p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) <u>監査役</u></p> <p>(3) <u>監査役会</u></p> <p>(4) <u>会計監査人</u></p>	<p>第1章 総 則</p> <p>第1条～第3条 (現行どおり)</p> <p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) <u>監査等委員会</u></p> <p>(削 除)</p> <p>(3) <u>会計監査人</u></p>

<p>第5条～第13条（条文省略）</p> <p>（招集権者および議長）</p> <p>第14条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2. 取締役社長に事故があるときはあらかじめ取締役会の定めた順序により取締役中の1名がこれに<u>代る</u>。</p> <p>第15条（条文省略） （決議方法）</p> <p>第16条 総会の決議は法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもってこれを<u>なすものとする</u>。</p> <p>2. 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上で行う。</p> <p>第17条（条文省略）</p> <p>第4章 取締役および取締役会 （定員）</p> <p>第18条 当社の取締役は<u>11名以内とする</u>。</p> <p>（新設）</p> <p>（選任）</p> <p>第19条 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>2. ～3.（条文省略）</p> <p>（任期）</p> <p>第20条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>（新設）</p>	<p>第5条～第13条（現行どおり）</p> <p>（招集権者および議長）</p> <p>第14条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2. 取締役社長に事故があるときはあらかじめ取締役会の定めた順序により取締役中の1名がこれに<u>代わる</u>。</p> <p>第15条（現行どおり） （決議方法）</p> <p>第16条 総会の決議は法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもってこれを<u>行う</u>。</p> <p>2. 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上で行う。</p> <p>第17条（現行どおり）</p> <p>第4章 取締役および取締役会 （定員）</p> <p>第18条 当社の取締役（<u>監査等委員である取締役を除く。</u>）は、<u>8名以内とする</u>。</p> <p>2. <u>当社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。</u></p> <p>（選任）</p> <p>第19条 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する</u>。</p> <p>2. ～3.（現行どおり）</p> <p>（任期）</p> <p>第20条 取締役（<u>監査等委員である取締役を除く。</u>）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会<u>の終結の時までとする</u>。</p> <p>2. <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度の</u></p>
--	---

(新 設)

(新 設)

(取締役会の招集権者および議長)

第 21 条 (条文省略)

(取締役会の招集通知)

第 22 条 取締役会を招集するには、各取締役および監査役に対し会日の 2 日前に通知を発する。

ただし、緊急の必要ある場合は、これを短縮することができる。

2. 取締役 および監査役 の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議方法)

第 23 条 (条文省略)

(代表取締役および役付取締役)

第 24 条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選任する。

2. 取締役会は、取締役会長、取締役社長各 1 名および取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

(新 設)

うち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

3. 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

(補欠の監査等委員である取締役の予選の効力)

第 21 条 補欠の監査等委員である取締役の予選の効力は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

(取締役会の招集権者および議長)

第 22 条 (現行どおり)

(取締役会の招集通知)

第 23 条 取締役会を招集するには、各取締役に対し会日の 2 日前 まで に通知を発する。ただし、緊急の必要ある場合は、これを短縮することができる。

2. 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議方法)

第 24 条 (現行どおり)

(代表取締役および役付取締役)

第 25 条 取締役会は、その決議によって 取締役 (監査等委員である取締役を除く。) から代表取締役を選任する。

2. 取締役会は、その決議によって取締役 (監査等委員である取締役を除く。) から取締役会長、取締役社長各 1 名および取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

(重要な業務執行の決定の委任)

第 26 条 当社は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行 (同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。) の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

(新 設)

(取締役の責任免除)

第 25 条 (現行どおり)

2. 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役（業務執行取締役等を除く。）との間で、会社法第 426 条第 1 項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第 5 章 監査役および監査役会

(定 員)

第 26 条 当社の監査役は、4 名以内とする。

(選 任)

第 27 条 監査役は、株主総会において選任する。

2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(任 期)

第 28 条 監査役の任期は就任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結のときまでとする。

2. 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了するときまでとする。

(監査役会 の招集通知)

第 29 条 監査役会 を招集するには、各 監査役 に対し会日の 2 日前に通知を發する。ただし緊急の必要がある場合はこれを短縮することができる。

2. 監査役 の全員の同意があるときは、招集の手續を経ないで 監査役会 を

(取締役の報酬等)

第 27 条 取締役の報酬その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第 28 条 (条文省略)

2. 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役（業務執行取締役等 であるものを除く。）との間で、会社法第 423 条第 1 項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する 最低責任限度額とする。

第 5 章 監査等委員会

(削 除)

(削 除)

(削 除)

(監査等委員会 の招集通知)

第 29 条 監査等委員会 を招集するには、各 監査等委員 に対し会日の 2 日前 までに通知を發する。ただし、緊急の必要がある場合は、これを短縮することができる。

2. 監査等委員 の全員の同意があるとき

<p>開催することが出来る。</p> <p>(監査役会の決議方法) 第30条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>監査役</u>の過半数をもって行う。</p> <p>(常勤の監査役) 第31条 監査役会は、その決議によって常勤の<u>監査役</u>を選定する。</p> <p>(監査役の責任免除) 第32条 当社は、<u>会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、監査役(監査役であった者を含む。)の会社法第423条第1項の賠償責任を法令の限度において免除することができる。</u> 2. 当社は、<u>会社法第427条第1項の規定により、監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> <p>第33条～第38条 (条文省略)</p> <p>(新 設)</p>	<p>は、招集の手続を経ないで<u>監査等委員会</u>を開催することができる。</p> <p>(監査等委員会の決議方法) 第30条 <u>監査等委員会</u>の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、出席した監査等委員</u>の過半数をもって行う。</p> <p>(常勤の監査等委員) 第31条 <u>監査等委員会</u>は、その決議によって常勤の<u>監査等委員</u>を選定する<u>ことができる。</u></p> <p>(削 除)</p> <p>第32条～第37条 (現行どおり)</p> <p>附 則 (監査役の責任免除に関する経過措置) <u>2023年6月開催の第144回定時株主総会終結前の監査役(監査役であった者を含む。)の行為に関する会社法第423条第1項の賠償責任の取締役会決議による免除および締結済みの責任限定契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第32条第1項および同条第2項の定めるところによる。</u></p>
--	--

3. 定款変更の効力発生日
2023年6月29日

以上